

様式第2号（第5条関係）

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（小林課長）

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回久喜市児童福祉審議会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます子育て支援課の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、委員1名について交代がございましたので、ご報告をさせていただきます。児童福祉関係者として、中央児童相談所から委嘱をさせていただいておりました猪野塚将様の人事異動に伴う後任といたしまして、岡田真彦様を本年4月1日付で本審議会委員に委嘱をさせていただきましたので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の出席委員数についてでございます。委員16人中、出席委員9名で過半数に達しておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、岡田真彦委員の他、高橋悦子委員、内田百里子委員、四ツ釜雅彦委員、岸絵里委員、篠原祥子委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、青山副会長につきましては、30分ほど遅れる旨のご連絡をいただいております。また、山本桂一委員につきましては、到着次第、会議にご参加をいただきたいと存じます。

次に、会議の公開と会議録の作成につきまして、皆様にご了承をいただきたいと存じます。会議の公開でございますが、久喜市では審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めております。本審議会も傍聴される方がいる場合は、傍聴を認めております。

なお、本日の傍聴者が1名であることをご報告いたします。

また、本審議会の発言内容につきましては、事務局にて会議録としてまとめる関係上、会議録システムにより録音いたしますので、ご了解をいただきたいと存じます。

ご発言の際は、事務局職員がマイクをお持ちしますので、マイクのご使用をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、会議録につきましては、概ね会議開催後1か月以内に公文書館での閲覧の他、市ホームページで公表させていただきます。

会議録の作成方法につきましては、本審議会では、ほぼ全文方式を採用しておりますので、引き続きご了解をいただきたいと存じます。

本日の会議につきましては、終了予定時刻を12時とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。次第の2、あいさつでございます。吉倉会長からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

吉倉会長

皆さんこんにちは。委員の皆様方、お忙しい中お集まりをいただきありがとうございます。今日、市役所へ来る途中、保育園の園児の皆さんが本当に微笑ましく先生たちと歩道を楽しそうに散歩しておりました。振り返ってみますと、今年の夏はとにかく暑く命の危険があるような暑さで、園児たちは外遊びがおそらくできなかった。遊具を触れば火傷をするような、お部屋に籠って遊ぶような状況でした。学校もプールの開設が難しかったそうで、厳しい夏だったことを思い出し、ようやく秋を感じ、お散歩をする私の友人も増えてきて、ちまたの人々が歩いて移動しはじめていることから秋の到来を実感したところです。

一方で社会の変化、自然はもちろんですが、小学校の授業の課程で日光へ行くということでしたが、熊の出没によりハイキングの予定から足尾銅山の見学に急遽変更になったとのことで、やはり生活が動いている、変化が激しい中で状況を見つつ運営される方は判断されながら一生懸命こども達の健やかな成長のために活動されていることを感じております。

本市のこども計画が令和7年にスタートして7か月が過ぎたところでございますが、本日は議題が2本で計画の一部変更というものが「変化」、世の中が動いているということであると思ひ

ます。もう1本がこれまでの進捗状況の報告ということで、委員の皆様にはそれぞれのお立場から、ぜひご意見をいただき、更によりものに変化をさせていきたいと考えているところでございます。皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会（小林課長）

吉倉会長、ありがとうございました。

続きまして、今年度第1回ということで事務局職員の異動がございましたので、事務局職員のご紹介をさせていただきたいと存じます。

～事務局職員紹介～

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。はじめに、事前にお送りした資料といたしまして、

- ・ 次第
- ・ 資料1-1 久喜市こども計画の一部変更案について
- ・ 資料1-2 一部変更案の箇所の抜粋
- ・ 資料1-3 久喜市こども計画一部変更に係る新旧対照表
- ・ 資料2 久喜市こども計画の基本目標に掲げた施策の進捗状況
- ・ 資料3 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況
- ・ 資料4 久喜市こども計画策定後、新たに開始したこども・若者・子育て家庭支援事業について

以上7点と、本日皆様にご持参をお願いいたしました『久喜市こども計画』をあわせまして、全部で8点でございます。以上、資料はお揃いでしょうか。万が一お手元に無い資料がございましたら、事務局がお持ちいたしますので、お申し出いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、次第の3、諮問に移らせていただきます。久喜市こども計画の一部変更について、久喜市児童福祉審議会条例第2条の規定により、久喜市長から本審議会へ諮問をさせていただきます。

本日、梅田市長におかれましては、他の公務により出席することができませんので、こども未来部長の尾崎から諮問をさせていただきます。

恐縮ではございますが、吉倉会長、尾崎部長には席をお立ちいただきまして、前方へお進みいただきたいと存じます。

3 諮 問

こども未来部 尾崎部長

久子支第925号、令和7年11月6日、久喜市児童福祉審議会会長 吉倉清子様、久喜市長 梅田修一、久喜市児童福祉審議会条例第2条の規定に基づき、久喜市こども計画の一部変更（案）について、貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（小林課長）

吉倉会長、ありがとうございました。

それでは、諮問に係る議事に移らせていただきます。議長につきましては久喜市児童福祉審議会条例第6条に基づき、会長が議長となりますので吉倉会長、どうぞよろしくお願いいたします。

（1）久喜市こども計画の一部変更（案）について

議長（吉倉会長）

それでは、議事に入らせていただきます。

先程、事務局から会議録の作成について説明がありましたが、事務局が会議録を作成後、代表の2名の方に署名をいただきたいと思います。前回、令和7年3月25日に開催した際は、四ツ釜雅彦委員と山本千恵子委員が署名人でございました。引き続き、出席者の中から名簿順ということで、山本桂一委員と杉山重美委員を署名人と指名いたしますのでよろしくお願いいたします。また、山本桂一委員がお見えにならず、本日ご欠席の場合は、高田哲行委員に署名をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。

議事の（１）久喜市こども計画の一部変更（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局（近藤課長補佐）

（資料１-１、１-２、１-３に基づき説明）

議長（吉倉会長）

それでは、ただ今、諮問されました久喜市こども計画の一部変更（案）について、原案に賛成することにご異議はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

それでは、異議なしということで進めさせていただきたいと思います。ここで、答申の準備にお時間をいただきたいと存じます。暫時休憩といたしまして、５分後に会議を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

～休憩・答申書（案）の配布～

それでは、再開いたします。

答申につきましては、（案）を読み上げますので、よろしければ、こちらの原案とおりの決定といたします。

～答申書（案）を読み上げ～

こちらでよろしいでしょうか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。それではこちらで答申いたします。

司会（小林課長）

吉倉会長、どうもありがとうございました。

それでは、次第の４、答申に移らせていただきます。恐縮ではございますが、吉倉会長、尾崎部長におかれましては、席をお立ちいただきまして前方へお進みいただきたいと存じます。

それでは吉倉会長、よろしくお願いいたします。

４ 答 申

吉倉会長

久児福審第２号、令和７年１１月６日、久喜市長 梅田修一様、久喜市児童福祉審議会会長 吉倉清子、令和７年１１月６日付け久子支第９２５号で諮問のあった久喜市こども計画に係る一部変更について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

司会（小林課長）

ありがとうございました。それでは席にお戻りください。

ここで、尾崎部長から委員の皆様へごあいさつを申し上げます。

こども未来部 尾崎部長

委員の皆様におかれましては「久喜市こども計画の一部変更」につきまして、慎重なご審議をいただき誠にありがとうございます。本日も審議いただきました一部変更につきましては、梅田市長へお伝えし、引き続き本市のこども・若者・子育て家庭の支援を充実させてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

司会（小林課長）

ありがとうございました。続きまして、次第の５、議事でございます。改めまして、吉倉会長に議長をお願いしたいと存じます。

５ 議 事

議長（吉倉会長）

それでは、次第の５、議事（１）久喜市こども計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（資料２、３、４に基づき説明）

司会（小林課長）

ここで、青山副会長がお見えになりましたので、ご紹介をさせていただきます。

青山副会長

遅れまして申し訳ございません。久喜小学校の校長の青山と申します。本日、急な、それこそ、こちらの計画に関わりのある不登校児童の対応がございまして、少し会議に遅れました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

はい。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、今、資料２、資料３、資料４、それから訂正した一覧のご説明がございました。委員の皆様いかがでしょうか。何かご質問ございましたら、お願いいたします。

はい、高田委員さん、よろしくお願いいたします。

高田委員

お疲れ様です。４点あるのですが、質問は一つずつ順番か、それとも最初に全部まとめてでよ

ろしいですか。

事務局（近藤課長補佐）

順番にお願いいたします。

高田委員

資料2の14ページ【7 こどものショートステイ事業】です。これについては、事業実績がゼロということですが、実績がないことの何か見解はございますか。

議長（吉倉会長）

はい、資料2の14ページ【7 こどものショートステイ事業】は、事業実績がないということで、ご説明をお願いいたします。

事務局（土屋こども家庭保健課長）

この事業に関しましては、こども家庭保健課の事業となりますので、私からご説明を申し上げます。こどものショートステイ事業につきましては、今、久喜市では0歳から3歳未満までということで実施をしておりますが、利用にあたりましては、乳児院等に預けるというかたちで、預ける前に健康診断等を実施していただく必要がございます。その関係で、期間を要するということがございまして、利用を一時考える方、また、ご家族等で調整しまして、預かる方が見つかったということで、利用に至らないという方もいらっしゃいました。

令和7年の利用実績に関しましては、9月末で0件ですが、その後、利用がございましたのでご報告いたします。

また、令和6年度は利用はございませんでしたが、相談等につきましては5件程受けております。以上です。

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

中村委員

すみません。ショートステイの利用対象者のことで小学校3年生までとあるのですが。

議長（吉倉会長）

今の質問に関連して、ということでよろしいですか。中村委員さんお願いいたします。

中村委員

すみません。こどものショートステイですが、ホームページの方で小学校3年ぐらいとありますが、今のお話ですと3歳までということで気になってお聞きしたいのですが。

議長（吉倉会長）

ただ今の説明では、3歳までとのことですが、ホームページでは3年生までとあった、ということですが、その辺りはいかがでしょうか。

事務局（土屋こども家庭保健課長）

こちらの事業は、今年の7月から小学校3年生まで受け入れられる事業となっております。大変失礼いたしました。

議長（吉倉会長）

はい。それでは、中村委員さんのおっしゃった小学校3年生までというものが正しいということでしょうか。それでは、もう一度、高田委員さんお願いいたします。

高田委員

今の件については、利用件数ゼロ、という記載だけでなく、実績への受け止めについても書いていただいた方がよいと思います。一見すると、この事業が必要なのかと逆に見えるような気がしてしまうのではないかと思います。

次ですが、同じ14ページ【12 一時預かり事業】ということで、私立保育園等に補助金を交付し云々とありますがそれについての質問です。一時預かりの受入れ数というのはありますよね、それに関する記載はしないのでしょうか。

議長（吉倉会長）

14ページ【12 一時預かり事業】が掲げられていますが、実績については令和7年8月及び9月に私立保育園6園から交付申請とありますが、はい、事務局どうぞ。

事務局（堀口保育幼稚園課長）

こちらは保育幼稚園課で実施している事業でございます。資料3の5ページに【一時預かり事業】の記載がございます。実際のところ、民間保育所、一般型として5園、幼稚園型として5園、被っている部分もありますので、実際は8園に対して、この補助をさせていただいておりまして、全部のまとめが、人数の利用がこちらに8園分で、令和6年度の補助金額ということで記載しております。

議長（吉倉会長）

資料3の5ページに詳細な実績が示されている、ということでよろしいでしょうか。高田委員さん、続いてお願いいたします。

高田委員

分かりました。続いて、16ページ【22 広域的保育利用事業】ということで、JR東鷲宮送迎保育ステーションファミリア云々とありますが、こちらの事業実績も資料3に詳細が記載さ

れているのですか。

議長（吉倉会長）

今のご質問は、16ページ【22 広域的保育利用事業】の内訳です。はい、よろしくお願いいたします。

高田委員

それともう一つよろしいでしょうか。JR東鷺宮駅前でこのような事業を社会福祉法人へ依頼する何か特別な理由があるのか、なぜ東鷺宮駅前なのか、ということについてもお聞きしたいのですが。

議長（吉倉会長）

はい、それではよろしくお願いいたします。

事務局（堀口保育幼稚園課長）

こちらは保育幼稚園課になります。まず、広域的保育利用事業の実績につきましては、正確な数は載せていないところでございます。ただ、実績といたしましては、令和6年度は登録児童25人、延べ2,700人の利用がございました。

また、東鷺宮駅前で実施している理由でございます。こちらは合併前の頃から実施している事業でございまして、鷺宮地域の保育所等を利用している、あるいは6年度につきましては6か所の保育所を利用しているお子さんを、駅前にあるステーションで一旦お預かりして、各保育園に送迎させていただくという事業になりまして、継続して実施しているところでございます。そして、送迎先は、ほぼ同じ法人が運営する施設となっております。

高田委員

こちらは近隣の保育所に入所できないので、いったん東鷺宮駅前まで、それから別の保育園に

送るという事業ですね。こちらは受け入れられないということはありませんか。

事務局（堀口保育幼稚園課長）

すみません、説明が不足しておりました。まず入所については、各園に入所が決まっているお子さんになります。ただ、お母様たちが、東京の方や遠くに行かれるということで、朝、通園先に連れて行くことが困難な場合、駅前保育所でお預かりしてから、元々在籍している保育所へバス等で送迎するという事業になります。

従いまして、行けないお子さんではなくて、もう既に通園先が決まっているお子さんを送迎する、朝、夕、忙しいお母さんのために実施している事業です。

高田委員

合併前からということで、10年以上実施されて、なおかつ東鷲宮だけが実施している。他のところ、例えば栗橋駅や久喜駅などでも要望があるかもしれませんが、こちらの事業をなさる予定はあるのでしょうか。

逆を申しますと、なぜ東鷲宮駅だけで実施しているのかということですが。実施するのであれば、当然他のところ、菖蒲にも要望する方がいるのではないかと、思います。

議長（吉倉会長）

施策を広げたらどうか、というご意見でございますが、いかがですか。

高田委員

他の地域でも実施するご意向があれば、お願いします。

事務局（堀口保育幼稚園課長）

他の地域でというご意見をいただいたかと思います。現状、久喜駅につきましては駅に近い、たんぼぼという小規模保育所がございます。保育所を整備していただいて、更にバスで送迎する

ためには、朝お預かりする保育士も必要になりますし、バスに乗る保育士も必要ということで、課題であるとは思っておりますが、現状については、まずはご希望いただいているお子さんが入所できる施設を市では確保していくというところで、今すぐにこちらの事業規模を広げることが、なかなか難しいところでございます。

事務局（尾崎部長）

高田委員さんがおっしゃっていることは非常によく分かります。現在も東鷲宮駅前で、なぜ実施しているのかと申しますと、こちらの社会福祉法人が運営する保育所へバスで送迎しているところです。市内の認可保育所等においては、バスで送迎というご意向、ご意見は今のところ伺っていないところでございます。

また、菖蒲地区につきましても人数的にも空きがあるという状況にございませんので、特にのご要望がない状況です。

議長（吉倉会長）

補足の説明をいただきましたが、よろしいですか。

高田委員

なぜ東鷲宮だけで実施しているのかということと、幼稚園の場合は送迎をそれぞれの園で行っているのに、保育園となるとこちらの保育園を運営していらっしゃる社会福祉法人だけが送迎を実施されているのかが疑問に感じたところです。

最後に、資料３の８ページで新たに実施している【（７）乳児等通園支援事業】で示されている３９というのは、施設数のことですね、違いますか。

議長（吉倉会長）

ご質問は、資料３の８ページ【（７）乳児等通園支援事業】でございます。はい、ではよろしくお願いいたします。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

こちらにつきましては、量の見込みということで人数、単位のところ「人」と書いてあり、人数を表記させていただいております。

高田委員

施設数ではなく受入れ人数ということですか。人数というのがよく分からないのですが、こちらは延べ人数ではないのですか。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

こちらにつきましては0歳から2歳までの延べ人数でございます。

高田委員

計画値は延べ人数ではないのか、という質問なのですが、39人はどう出しているのですか。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

まだ実施してはいないところですが、市内の中で39人分の枠を設けます、というかたちになります。

高田委員

39人ということは、毎日39人来ても受け入れられます、ということよろしいですか。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

そこを確保することが目標ということを計画として定めております。

議長（吉倉会長）

毎日39人分を確保できるように、ここに数値として掲げたということよろしいですね。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

そうですね。ここは例えば3園で0・1・2歳の3つのカテゴリーがあるとしめすと、全部で9つのカテゴリーになりますので、概ね4人ずつ利用できるといったイメージになります。

高田委員

分かりました。その旨を分かりやすく書いていただきたいというのが一つと、結果として実績値の中で、延べ人数をもし分かれば、入れていただいた方がよいのではないのかな、と。そのほうがなぜ39人としたのかが分かると思いますが。

議長（吉倉会長）

はい、39の中身はどのようなことになっているのか、何歳児がどこへ通園しているのか。

高田委員

何歳児までとは言いませんが、何人が何日利用するかが分かればよいと思います。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

こちらの実績の書き方につきましては、事業が始まりましたら延べ人数で表記することを検討いたします。

高田委員

令和8年に事業をなさる時に、39人という数値がどのような意味合いがあるかと同時に、延べ人数で書いていただいたほうが分かりやすいのではないかという質問、要望です。

議長（吉倉会長）

では、要望がございましたので、よろしく願いいたします。高田委員さん、よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは奈良委員さん。

奈良委員

基本目標 5 の【支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援】ということで、自分がこどもと関わる仕事をしているもので、とても気になったのですが、資料 2 の 40 ページ【52 不登校・ひきこもり家族の集い】という事業があつて、それはよいことだと思うのですが、なかなかそういう機会があつても、参加するのかなと思いました。自分の仕事は学童保育なのですが、やはり、コロナ禍以降、しかも、夏休み以降が多いのですが、お母さんから相談を受けるのが、「学校に行けない」とか「学校に行けないから、学童に行きたくても行けない」ということを何件か聞くので、今後の課題として、学校には行けないけれど、居場所として学童はどうなのかなということを検討していただきたいということが一つです。

それから、【54 ゲートキーパー養成講座】、この中の事業内容に『自殺のサインに気づき、必要に応じて専門相談機関に繋ぐ人材を育成します。』とありますが、これは養成講座を受けられる方が決まっている様ですが、学童保育指導員も受けられないのかなと思いました。自殺のサインに気づくということですが、突然話をして自殺のサインに気づくことは難しいと思います。学校でも学童でも、こどもと繋がっている指導員や職員も養成講座を受けて、専門相談機関に繋がってけるとよいと思って質問いたしました。

それからもう一つ、【55 自殺予防対策の周知啓発や情報発信】に、若者の自殺キャンペーンと書いてありますが、令和 6 年は 1,600 件の啓発物を配布。令和 7 年は 1,200 件、これは、9 月現在ですが、久喜市の若者の自殺者数の現状はどうなのかとても気になります。以上 3 点、よろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。まず、資料 2 の 40 ページ【52 不登校・ひきこもり家族の集い】に、なかなか参加が難しいこともある。ということでの質問でしたが、はい。よろしくお願いいたします。

事務局（砂川こども育成課長）

学童というキーワードが出てまいりましたので、こども育成課が学童の担当部署となりますので、私からお答えにはならないかもしれませんが、ひとこと申し上げさせていただきたいと思います。

引きこもりになっているお子さんが、学校へ行かなくなるとそのまま学童へ行きづらくなってしまうと考えておりますが、実際、学校へは行けないけれど学童だったら顔を出せるというお子さんも中にはいらっしゃるのではないかと考えており、そういった時には、ぜひ学童のほうでも不登校のお子さんを支えていけたらよいと考えているところでございます。

また、なかなか引きこもってしまうと学童へも行けなくなるお子さんがいらっしゃることは、もちろん想定できることではありますので、学童以外のお子さんの居場所が市内にあったらよいとは考えているところでございます。

議長（吉倉会長）

奈良委員さん、よろしいでしょうか。

奈良委員

学校から帰ってくるということで、学童だけ受け入れてもいいものなのでしょうか。

事務局（尾崎部長）

学童は、放課後の児童の安全な場所でございます。その時に学校へ行けないお子様が学童へ来られた場合には、やはり学校との連携も必要になってくると思います。学校へ「先生、今日お子さんがお見えになりましたよ。」というようなお話をしていただけますと、学校としても非常に助かるのではないかと考えているところでございます。

奈良委員

分かりました、ありがとうございます。

議長（吉倉会長）

それでは、二つ目のご質問ですが。

事務局（尾崎部長）

５４、５５は担当課が地域保健課ですが、小林からお話しさせていただきます。

事務局（小林課長）

はい、それでは、事務局からお話をさせていただきたいと思います。５４、５５についてご意見をいただきました内容は、地域保健課が担当ということで、担当課へ委員さんがおっしゃられた内容をお伝えさせていただきたいと考えております。

また、５５の１，２００件というお話ですが、次回の審議会、今年度は２回予定しておりますので、その時には直近の時点での実績の数値等を記載させていただく予定でございますので、その段階で改めてお知らせをさせていただきたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

奈良委員

はい、分かりました。とても大事なことなのですが、自殺者数の現状というのは把握しているのでしょうか。

事務局（近藤課長補佐）

健康医療課には統計としてデータが提供されると伺っておりますが、１年遅れのものになってくるのかという点を含めて確認させていただいた上で、ご報告させていただきたいと考えております。

議長（吉倉会長）

では、次回に、ということでよろしいですか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

か。はい、中村委員さん。

中村委員

資料3の5ページ、【(3) 一時預かり事業】についてお伺いしたいのですが、私の認識不足だと申し訳ないのですが、「一般型」と「幼稚園型」との違いが分かりません。私の知っている範囲では、一般型が公立保育所2か所と私立保育所3か所、公立こども園2か所で、一時預かりをされていると認識しているのですが、他の幼稚園型の認定こども園11か所で合計14か所ありますというのは、幼稚園型のほうも実施している幼稚園の場所を教えていただけたらと思ひましてご質問させていただきます。

議長（吉倉会長）

今のご質問は、資料3の5ページ【(3) 一時預かり事業】というところで、その内訳として、一般型と幼稚園型とありますが、幼稚園型というのはどういうものか。また、実際にこの中身といいますか、幼稚園型をどちらの園で実施しているのかということだと思ひのですが。いかがでしょうか。

事務局（田口保育幼稚園課課長補佐）

一時預かり事業ですが、一般型は、利用施設に通われてない方で一時的に家庭での保育が困難となった方が利用するもので、幼稚園型は、通われているお子さんが幼稚園の時間以外で延長してお預かりするものになります。

一時的に預かってほしいというのが一般型で、幼稚園に通われていて、時間外に一時的に預かっていただきたいというのが幼稚園型とご理解いただければと思ひます。幼稚園型の方は認定こども園が基本的に実施しております。

議長（吉倉会長）

はい、大丈夫ですか。

中村委員

はい、ありがとうございます。

議長（吉倉会長）

そういうことで内訳としては、幼稚園に通っている、いない、の中で一時預かりをしてもらっているということですね。はい、それでは小原委員さん。

小原委員

資料2の4ページ【16 屋内型こどもの遊び場】というところで、東鷲宮駅のヤオコーさんの2階に設置されたということなのですが、私は、久喜地区の青毛小、青葉小のエリアを担当させていただいているのですが、今年の6月に青毛小の生徒が、ふれあいセンターに遊びに行つて、ちょっと騒いでしまって、苦情が入ったというお話を学校の方から聞きました。

ここのエリアは、こどもの行き場所がないので、夏の暑い時に家にもいられない、外でも遊べないという時に、東鷲宮駅前にあるような遊び場的なところが久喜地区の中にもあればよいという希望があります。今後そういった施設を作っていただけることが検討されているようなことがあれば教えていただけると参考になるのですが、よろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

はい。小原委員のご意見、特に夏場暑かった時のこども達の居場所が家庭にもなくて、外でももちろん遊べない。そこで涼しさを求め、ふれあいセンターが近いですから、ふれあいセンターに行ったところ、こども達同士で騒いでしまったということがあったのではないかと推察いたします。その点についてはいかがでしょう。

事務局（尾崎部長）

ふれあいセンターで騒いだということですが、もう利用できないということですか。

小原委員

いえ、苦情が入っただけということでした。苦情を入れた方は特定の方らしく、元々厳しい方なのかなということと、どれくらい騒いでいたのか分からないのですが「うるさい」ということでした。

議長（吉倉会長）

利用はできるということで、こども達の利用は可能ということですね。

小原委員

はい。

事務局（尾崎部長）

多分、小学生だと低学年と高学年で、ひとりでは自転車に乗ってはいけない、移動範囲が学区を超えてはいけないなど、いろいろなことがあると思いますが、現在のところ、近くで言えば児童センター。中央図書館に併設されておりますが、そちらをご利用いただければと考えているところでございます。

今後、新たな屋内型施設をどうするか。また、熱波と呼ばれる暑さですので、こどもの居場所があれば、という担当部署の思いはありますが、市全体としての様々な施設の建設、あるいは改修を行う予定がございますので、その中へ将来的に少しずつでも組み入れられたらと考えております。

議長（吉倉会長）

はい、よろしいでしょうか。

小原委員

はい、ありがとうございました。

議長（吉倉会長）

それでは、時間も来ておりますので、進捗状況の報告については終了したいと思います。よろしいですか。

続きまして、議事（２）その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（近藤課長補佐）

本日、答申をいただきました「久喜市こども計画の一部変更」につきましては、今後、埼玉県と書面上での協議を行い、承認をいただきましたら、年度内に仕上がるよう進めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（吉倉会長）

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは本当にいろいろなご意見をちょうだいいたしましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定していた議事はすべて終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

6 閉 会

司会（小林課長）

吉倉会長、どうもありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、青山副会長にごあいさつをいただきたいと存じます。

青山副会長

本日は、活発なご協議ありがとうございました。行政が行うことは、一般的にすごく時間がかかるものと思われがちですが、本日、事務局のお話を伺いまして、計画の一部変更がすぐに実行

に移せるというような、スピーディーな動きであると思いました。本当にありがとうございます。

また、委員の皆様には、この5年間の久喜市こども計画は常に見直しが必要であるということで、進捗状況のご説明の後にいろいろなご意見いただき、そのことも非常に認識を深めることができました。

事務局の方々も、丁寧なご説明をしていただけるからこそ、市民とともに作り上げる大変素晴らしい市のこども計画が実行に移されると考えました。

本当にありがとうございました。

司会（小林課長）

青山副会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は公私ともご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回久喜市児童福祉審議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年12月2日

高 田 哲 行

杉 山 重 美